

森林の保全・管理等に関する行政評価・監視の勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期：平成13年8月～15年5月
- 2 調査対象機関：農林水産省、都道府県（23）、市町村、関係団体等

【勧告日及び勧告先】平成15年5月13日、農林水産省に対し勧告

【回答年月日】 農林水産省 平成16年3月11日

【行政評価・監視の背景事情】

森林は林産物を供給するのみならず、国土の保全、水資源のかん養、さらには地球温暖化防止等安全で快適な国民生活を維持するために重要な役割

近年、木材価格の低迷等から林業を取り巻く情勢は厳しくなっていることから、間伐や造林が適切に行われず、森林の公益的機能の発揮にも支障が生ずるおそれ

本行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、森林の保全・管理等の効果的かつ効率的な実施を図る観点から実施

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 間伐の推進</p> <p>(1) 民有林 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要間伐森林の指定箇所の見直しを行い、市町村森林整備計画において要間伐森林の指定を適切に行うとともに、指定に係る手続を適正に行うよう、市町村に対して助言すること。</p> <p>「緊急間伐5カ年対策」の実施に当たっては市町村森林整備計画で指定された要間伐森林の間伐を優先することとするなど、要間伐森林の間伐の推進を図ること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>要間伐森林の指定が不適切な例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要間伐森林(間伐等が適切に実施されていない森林であって、間伐等を早急に実施する必要があるもの)の指定が必要な森林であるにもかかわらず、森林所有者の間伐実施の意向が確認できたものだけを指定 ・ 私有林について十分な検討を行わず、公有林のみを指定 ・ 森林所有者に対し、書面による通知が未実施 <p>平成12年度から「緊急間伐5カ年対策」が実施され、12年度の全国の間伐実施面積は増加(28%)しているものの、要間伐森林の間伐は、進展しているとは言えない状況</p> <p>[全国の間伐実施面積]</p> <p>(平成11年度 237千ha 12年度 304千ha 13年度 302千ha 14</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>: 回答時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>「市町村森林整備計画制度の適切な運用等について」(平成15年5月16日付け林野庁森林整備部計画課長、整備課長通知。以下「課長通知」という。)により、要間伐森林の指定箇所の見直しを行い、要間伐森林の指定と指定に係る手続を適切に行うことについて、市町村への助言を都道府県に対し要請するとともに、「緊急間伐5カ年対策」の実施に当たっては、要間伐森林の間伐の優先実施に努めるなどにより要間伐森林の解消に向けた取組を強化するよう都道府県に対し要請。また、都道府県担当者を集めた会議(平成15年9月から10月15日にかけて全国6ブロックで開催、以下「都道府県担当者会議」という。)においても同様に要請</p> <p>現在、要間伐森林の指定箇所の見直し作業が進められており、平成16年4月1日を始期とする市町村森林整備計画から順次、適切に指定されていくものと考えている。</p> <p>なお、要間伐森林について、間伐等が適正に行われていない森林の施業確保のための措置の改善を図ることを目的として、市町村長が森林法(昭和26年法律第249号)第10条の10第2項の規定に基づき、協議すべき旨の勧告をしようとする際の協議の内容を施業の委託にまで拡大する等の森林法の一部改正案を今国会に提出</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>年度 314 千 ha) [要間伐森林間伐実施面積] (平成 11 年度 8,658ha 12 年度 8,082ha 13 年度 7,686ha 14 年度 7,129ha)</p> <p>(2) 国有林 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>森林調査等を的確に実施することにより、地域管理経営計画、施業実施計画及び収穫予定簿を適正なものとし、それに沿った間伐を実施すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林調査(地域管理経営計画等の策定に当たり実施する林況等の調査)が不十分であったことから、間伐を行う際に搬出が困難な箇所であったこと等が判明し、間伐を行わず、間伐量が地域管理経営計画を大きく下回っている例 ・ 収穫調査(間伐箇所の具体的な面積、量等の調査)が不十分であったことから、間伐実施直前の現地確認において樹木の生長が悪いこと等が判明し、間伐を行っていない例 ・ 施業実施計画に計上しないで高齢級(26年生以上)のものを間伐している例 	<p>森林管理局長会議(平成 15 年 5 月 29 日から 30 日まで開催)及び森林管理局計画担当課長会議(平成 15 年 6 月 16 日から 17 日まで開催)において、森林調査等を適切に実施することにより、施業実施計画等を適正なものとし、それに沿った間伐を実施するよう指示</p> <p>また、地況・林況調査の精度向上に向けて、実地研修の実施等により調査技術の向上に努めるとともに、効率的な調査実施に向けて、空中写真の積極的活用や材積把握の手法の現場定着等に努めるよう指示</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>2 造林の推進 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>造林未済地の現況を把握し、その結果を踏まえ、人工造林が必要なものについては、造林の目標を設定した上で、「造林未済地緊急造林」による対策の活用などにより、造林未済地の計画的な解消を図ること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>造林未済地については、目標の設定がなく、計画的に解消する仕組みとなっていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 造林未済地緊急整備対策 (平成12年度から13年度) 造林実績を把握していない ・ 造林未済地緊急造林による対策 (平成14年度から) 目標の設定がない <p>(注)造林未済地は、伐採後3年以上造林されていない人工林の伐採跡地をいう。平成10年度末現在22,000ヘクタール。平成11年度以降データなし</p> <p>調査した市町村において、平成12年度末現在、伐採後2年以上経過した伐採跡地の状況を見ると、直下に人家や道路があるにもかかわらず造林されていない例</p>	<p>「造林未済地現況調査について」(平成15年5月8日付け林野庁計画課長通知)により、造林未済地の現況を把握するよう都道府県に対し要請</p> <p>その結果、造林未済地が全国で25,000ヘクタール(平成15年3月31日現在速報値)あることが判明し、このうち人工造林が必要なものについて、地域の状況を踏まえ、計画的な解消に向けての目標の設定及び解消策の作成を、都道府県との連携のもと、平成16年度中に行う予定</p> <p>課長通知により、特に災害の発生するおそれのある伐採跡地については、放置されることのないよう市町村への助言を行うことについて、都道府県に対し要請</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>3 森林の流域管理システムの効果的な運営 (勧告)</p> <p>)実施計画については、原則として、具体的な目標数値を記載し、事業ごとの年次計画を作成すること及び)協議会を開催し、具体的な取組事項を確実に協議することにより、実施計画に掲げる目標の達成に向けた取組が推進されるよう、センターに対して助言すること。</p> <p>協議会を通じた助言・指導については、民有林と一体的な連携を図る見地から、積極的に行うこと。</p> <p>森林管理局が作成するアクションプログラム及び実施メニューについては、民有林と国有林の連携が一層推進されるものとなるようにするとともに、それに沿った実行を図ること。</p> <p>(説明)</p> <p>森林の流域管理システムは、流域(全国:158 森林計画区)を基本的単位として、民有林と国有林を通じた森林整備、林業生産、加工・流通等の目標を明確化し、森林整備、高性能林業機械の導入等森林・林業全般に関わる具体的な取組を総合的・計画的に推進するもの。</p> <p>流域森林・林業活性化センター(都道府県、市町村、森林組合、林業経営者等が組織。以下「センター」という。)の活動状況が低調な例</p> <ul style="list-style-type: none"> 「流域林業活性化実施計画」(以下「実施計画」という。)におい 	<p>「森林の流域管理システムの推進について」(平成 15 年 5 月 16 日付け林野庁森林整備部計画課長通知。以下「計画課長通知」という。)により、次のとおり、センターへの指導を行うよう都道府県に対して要請するとともに、都道府県担当者会議においても要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会が幅広い関係者の合意形成の場であることを踏まえ、協議会を開催し協議を進めること。 実施計画が効率的かつ具体的な取組を推進するために策定するものであることを踏まえ、原則として実施計画には目標数値及び年次別事業計画を記載すること。 <p>なお、指摘を受けたセンターの取組状況は、以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施計画の目標数値等について指摘を受けた 8 センターのうち、2 センターが改善(予定を含む。)残り 6 センターについては、実施計画の変更に向けて取組を進めている。 協議会の開催について指摘を受けた 3 センターは、すべて開催 <p>森林管理局長会議(平成 15 年 5 月 29 日から 30 日まで開催)及び森林管理局計画担当課長会議(平成 15 年 6 月 16 日から 17 日まで開催)において、協議会を通じた助言・指導について、「森林の流域管理システムの下での国有林野の管理経営について」(平成 11 年 7 月</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>て、伐採、造林等に係る目標数値や年次計画がない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な取組事項を協議する流域森林・林業活性化協議会（以下「協議会」という。）が未開催 <p>森林管理局、署の取組状況が不十分な例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会の開催を積極的に働きかけるなど構成員として主体的な取組なし ・ センターに対する情報提供が不十分 <p>森林管理署のアクションプログラム及び実施メニューの内容に偏りあり （アクションプログラムは、流域管理システムの推進を図るため、国有林野事業が行う取組等を内容とする3年計画であり、実施メニューはその単年度計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下流住民に対する情報提供等の促進については積極的に取り組まれているが、森林施業の共通化、林業事業体の育成等についてはほとんど取り組まれていない 	<p>23日付け林野庁国有林野部長通達）に沿って積極的に行うよう森林管理局を指導</p> <p>なお、指摘を受けた5森林管理署のうち4森林管理署においては、協議会に出席し、助言・指導を行ったところ、1森林管理署については、協議会への参加に向けて民有林との調整中</p> <p>民有林と国有林の連携が一層推進されるものとなるよう留意する旨記載した「新・国有林野事業流域管理推進アクションプログラムの策定について」（平成15年10月30日付け林野庁国有林野部経営企画課長事務連絡）を森林管理局に発出</p> <p>この事務連絡の趣旨の徹底を図るため、次期アクションプログラムの策定に当たっては、民有林と国有林の連携が一層推進されるものとなるよう、都道府県の担当者と森林管理署の流域管理調整官を集めて研修（平成15年12月8日から12日まで）を開催</p>